

# 香川県犯罪被害者等支援に関する指針



犯罪被害者等支援シンボルマーク  
ギュっとちゃん

令和3年4月

(令和7年4月一部改正)

香 川 県

# 目 次

I	はじめに（指針策定の趣旨）	1
II	指針の性格と基本理念	2
III	犯罪被害者等の現状	3
	（1） 県内の犯罪の状況	3
	（2） 犯罪被害者等が置かれている状況	4
	（3） 県内の犯罪被害者等の声	5
IV	指針の推進体制	6
	（1） 総合的対応窓口の設置状況	6
	（2） 県関係部局、市町及び関係団体との連携協力	7
V	5つの重点課題	8
VI	重点課題と具体的な支援施策	10
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料</span>	犯罪被害者等基本法	27
	香川県犯罪被害者等支援条例	33

## I はじめに（指針策定の趣旨）

犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、平成16年に、犯罪被害者等基本法（以下「基本法」とする。）が制定され、基本法第5条において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」ことと定められました。

これを受けて、県においても、平成17年に「香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例」を制定し、犯罪被害者等の平穏な生活を確保するため、市町や県警、民間支援団体である「かがわ被害者支援センター（以下「支援センター」とする。）」などと連携しながら、犯罪被害者等からの相談に応じ、情報提供や助言、その他の必要な支援を実施してきました。

こうした中、令和元年11月県議会において採択された「犯罪被害者等支援条例の制定に関する請願」の主旨等も踏まえ、これまでの犯罪被害者等への支援の取組みをあらためて整理して、より総合的かつ計画的な支援を行うことが望まれていることから、これまでの「香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例」とは別に、令和2年12月15日に「香川県犯罪被害者等支援条例（以下「条例」とする。）」を制定し、令和3年4月1日から施行したところです。

犯罪被害者等は、理不尽な犯罪被害に遭い、身体や財産のみならず、精神的にも被害が生じ、個々の状況に応じた必要な支援を受けることが必要不可欠であることから、条例第9条に基づき、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するための「香川県犯罪被害者等支援に関する指針（以下「指針」とする。）」を策定するものです。

## Ⅱ 指針の性格と基本理念

この指針は、被害に遭われた直後から、犯罪被害者等の方々が望まれる息の長い支援が実施できるよう、県としての支援施策を体系的に整理・推進することを目的に、犯罪被害者等支援に関する基本方針や施策のほか、支援の推進に必要な事項を定めるものです。

また、条例第3条に掲げる下記の4つの基本理念のもと、犯罪被害者等支援に取り組み、犯罪被害者等が受けた様々な被害の早期の回復・軽減を図ることで、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会の実現を目指すものです。

- ① 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
- ② 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の特性及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。
- ③ 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- ④ 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

### Ⅲ 犯罪被害者等の現状

#### (1) 県内の犯罪の状況

##### ①全刑法犯の認知件数

全刑法犯の認知件数は、平成16年以降は年々減少の傾向にあり、令和3年は3,801件と戦後最少を記録していましたが、令和4年以降は増加し、令和6年は5,858件となっています。

罪種別	令和4年	令和5年	令和6年
総数	4,173	5,761	5,858
凶悪犯	26	33	59
粗暴犯	326	494	401
窃盗犯	2,381	3,263	3,203
知能犯	449	851	1,012
風俗犯	84	104	182
その他の刑法犯	907	1,016	1,001

※資料：県警調べ

##### ②凶悪犯の認知件数

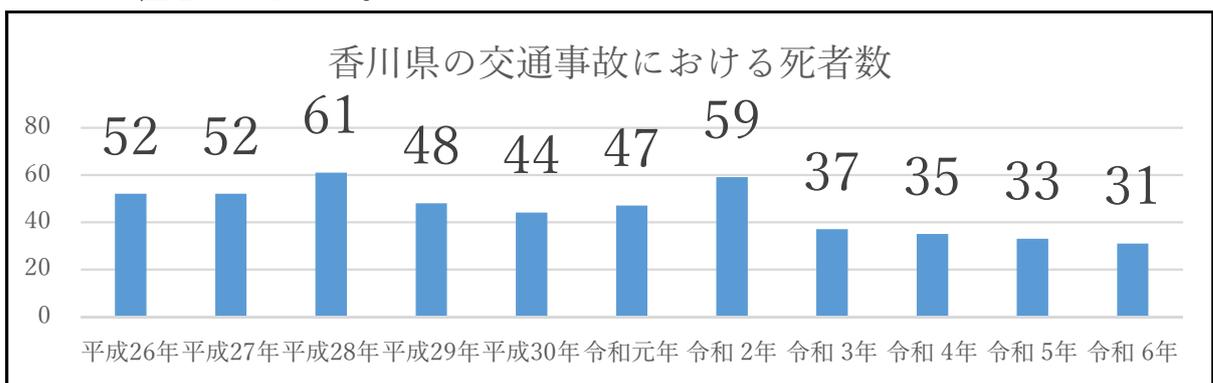
令和6年における凶悪犯の認知件数は59件であり、令和5年に比べて26件増加しています。

罪種別	令和4年	令和5年	令和6年
総数	26	33	59
殺人	5	4	15
強盗	5	5	6
放火	7	6	9
不同意性交等	9	18	29

※資料：県警調べ

##### ③交通事故死者数

令和6年における交通事故死者数は31人となり、4年連続減少で、昭和23年の統計開始以降で最も少なく（昭和24年と同数）、第11次香川県交通安全計画の目標値39人以下を下回りました。人口10万人当たりの交通事故死者数は、全国ワースト11位となりました。

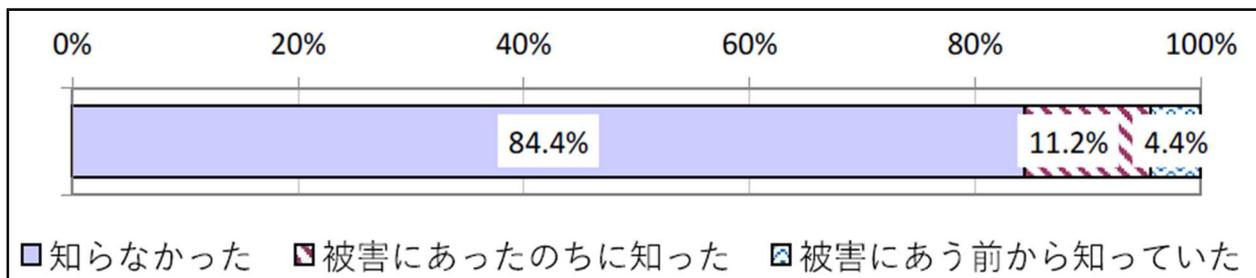


※資料：県警調べ

## (2) 犯罪被害者等が置かれている状況

### ① 犯罪被害者等支援の総合的対応窓口の認知度

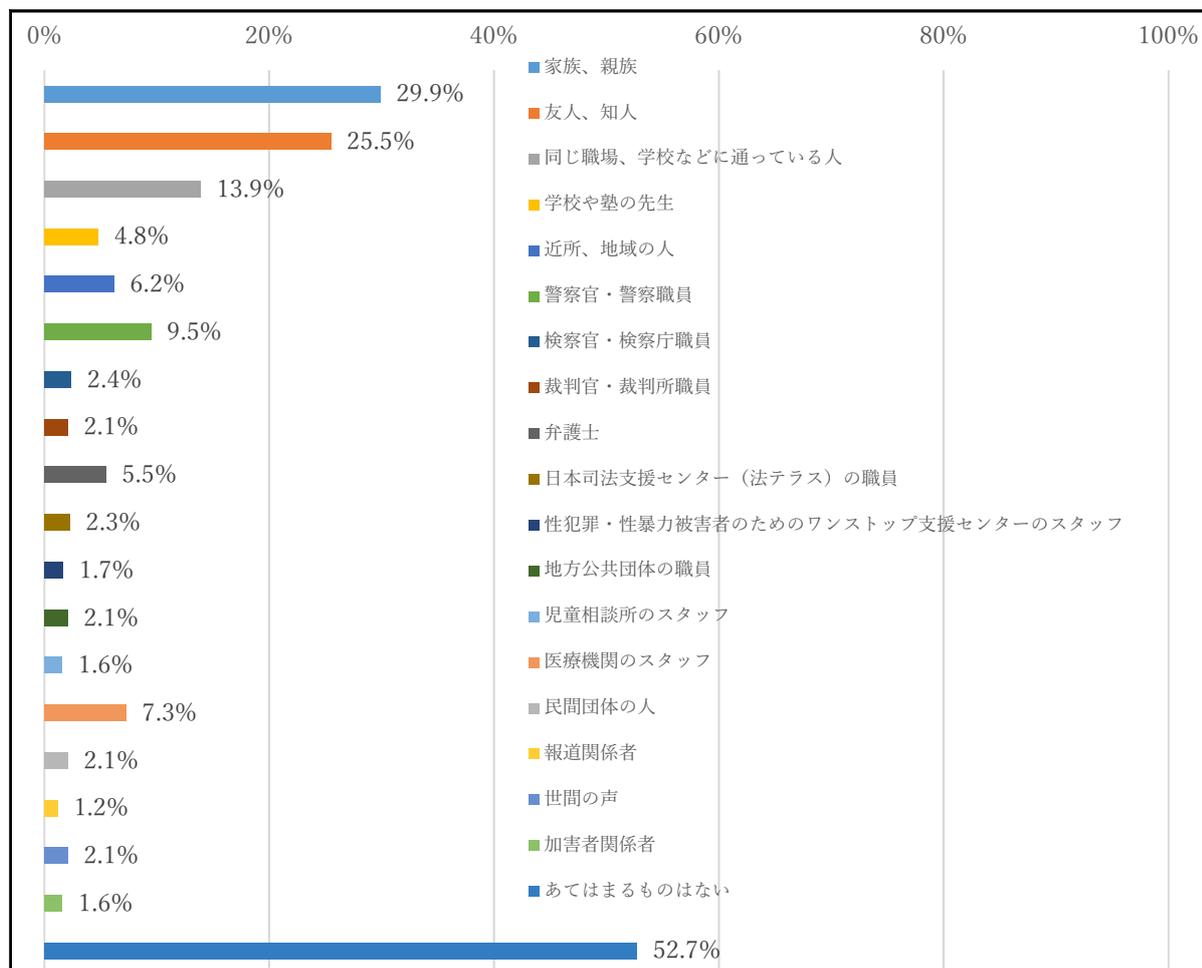
令和5年12月に、警察庁が実施した犯罪被害類型別等調査によると、犯罪被害者等の総合的対応窓口の認知状況としては、「知らなかった」との回答比率が84.4%と高くなっています。



※資料：犯罪被害類型別等調査（令和5年12月警察庁実施）

### ② 犯罪事件直後に受けた言動等で支えられた経験・相手

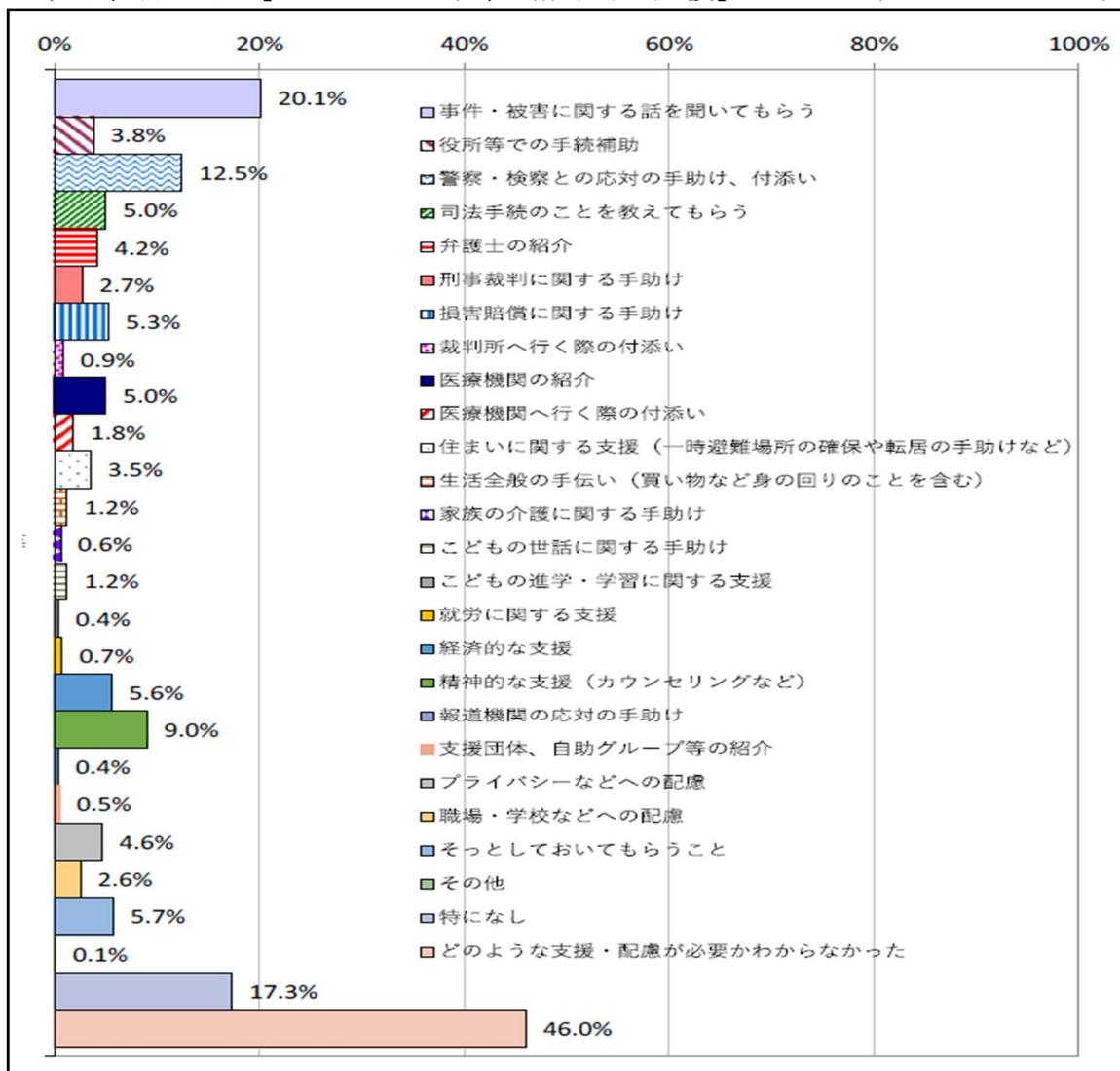
犯罪被害類型別等調査によると、犯罪被害者等に対し、事件後に、人々の言動や態度によって精神的・情緒的に支えられたと感じたことがあるか、ある場合その相手について尋ねたところ、「家族、親族」との回答比率が29.9%と高く、次いで「友人、知人」が25.5%、「同じ職場、学校等に通っている人」が13.9%となっています。「あてはまるものはない」との回答比率は52.7%となっています。



※資料：犯罪被害類型別等調査（令和5年12月警察庁実施）を元に作成

### ③犯罪被害直後の支援ニーズ

犯罪被害類型別等調査によると、犯罪被害者等に対し、被害直後に必要とした手助け・支援を尋ねたところ、被害直後の支援ニーズとして、「事件・被害に関する話を聞いてもらう」との回答比率が20.1%と高く、次いで「警察・検察との対応の手助け、付き添い」が12.5%、「精神的な支援」が9.0%となっています。



※資料：犯罪被害類型別等調査（令和5年12月警察庁実施）

### (3) 県内の犯罪被害者等の声

これまで、支援センターで対応した犯罪被害者等の方々からは、下記のように、支援に関する切実なご意見があります。

- ・ 遺族の想いに理解を深めて欲しい。
  - ・ 加害者からの被害弁済が受けられない。
  - ・ 犯罪被害者やその家族に対し、支えてくれる人々や、社会的・経済的な援助があれば、少しは日々の生活が違ってくる（改善されてくる）のではないかと思います。
  - ・ 犯罪被害後に、経済的困窮に陥る方々に対し、経済的支援が必要と考える。
- など

## IV 指針の推進体制

### (1) 総合的対応窓口の設置状況

香川県では、県及び全ての市町において、総合的な対応窓口を設置しており、犯罪被害者等に対する相談対応を行っています。

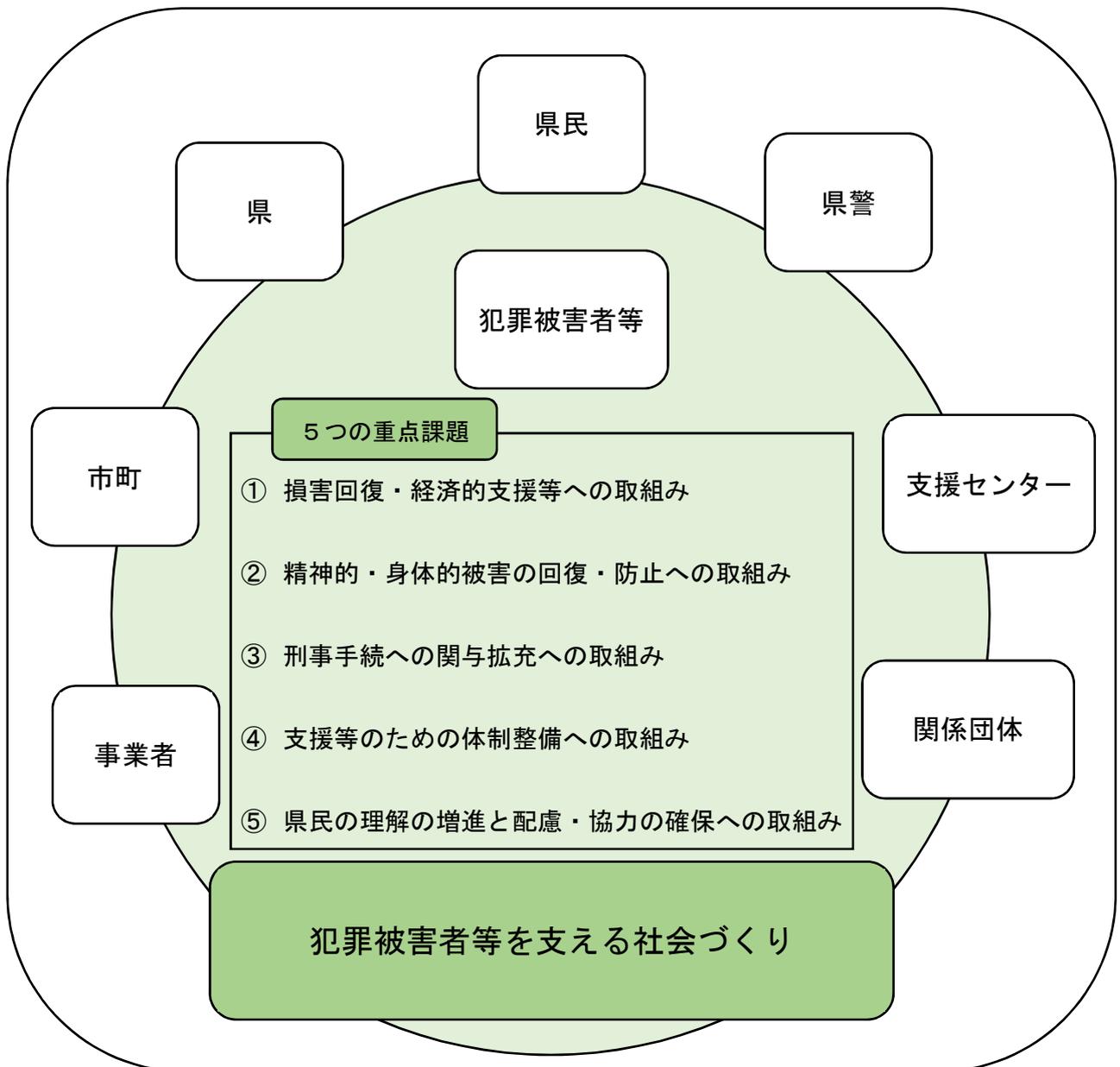
#### <総合的対応窓口一覧>

番号	市町名	担当課名
1	香川県	くらし安全安心課
2	高松市	くらし安全安心課
3	丸亀市	生活環境課
4	坂出市	危機管理課
5	善通寺市	くらし支援課
6	観音寺市	地域支援課
7	さぬき市	危機管理課
8	東かがわ市	危機管理課
9	三豊市	総務課
10	土庄町	総務課
11	小豆島町	総務課
12	三木町	住民健康課
13	直島町	住民福祉課
14	宇多津町	総務課
15	綾川町	総務課
16	琴平町	企画防災課
17	多度津町	総務課
18	まんのう町	総務課

## (2) 県関係部局、市町及び関係団体との連携協力

指針の円滑な推進に当たっては、県民の理解と協力のもと、県の関係部局や市町、関係団体等で役割分担を明確化し、相互協力及び連携を図りながら、5つの重点課題に対し、支援を推進していく必要があります。（詳細は、「V 5つの重点課題」）

### <施策連携のイメージ>



## V 5つの重点課題

県における犯罪被害者等の現状や生の声、これまでの犯罪被害者等支援に関する取り組み及び警察庁が定める犯罪被害者等基本計画を踏まえ、犯罪被害者等への支援に関する5つの重点課題を設定し、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

### **重点課題1** 損害回復・経済的支援等への取り組み

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった損害に加え、高額な医療費の負担や収入の途絶等により、経済的に困窮することが少なくありません。また、自宅が事件現場になったり、加害者から逃れたりするため、住居を移す必要が生じることもあるほか、犯罪等による被害や刑事手続等による負担から、雇用関係の維持に困難を来すことも少なくありません。

犯罪等により犯罪被害者等に生じた損害については、第一義的責任を負うのは加害者であるにもかかわらず、加害者の損害賠償責任が果たされず、十分な賠償が受けられないケースがあり、さらに、現行の犯罪被害者等に対する経済的支援施策は、犯罪被害者等が負うこととなる様々な経済的負担からすると十分な対応ができていないとの指摘もあります。このような犯罪被害者等が直面している経済的困難を打開するため、加害者の損害賠償責任の実現に向けた必要な取り組みを行うとともに、犯罪被害者等のためだけに設けられた制度以外の制度や民間の取り組み等を十分に活用することも含め、犯罪被害者等の損害を回復し、経済的に支援するための取り組み等を行います。

### **重点課題2** 精神的・身体的被害の回復・防止への取り組み

多くの犯罪被害者等は、生命・身体や財産に重大な被害を受けます。また、当該犯罪等による直接的な身体的・財産的被害等を受けるにとどまらず、自分自身や家族が犯罪等の対象にされたこと自体から精神的被害を受けます。さらに、再被害ないし再被害を受けることに対する恐怖・不安を抱いたり、医療、福祉等の過程で配慮に欠ける対応をされたことによつていわゆる二次被害を受けることもあります。このような犯罪被害者等の精神的・身体的被害に対し、これを回復・軽減し、又は防止するための取り組みを行います。

### **重点課題3** 刑事手続への関与拡充への取り組み

犯罪被害者等にとって、事件の正当な解決は、その被害の回復にとって重要であり、また、解決に至る過程に関与することは、その精神的被害の回復に資する面もあります。刑事に関する手続や少年保護事件に関する手続は、社会の秩序維持、個人の人権の保障、少年の健全育成等の考量困難な種々の要請に応えるものでなければなりません。そのことを前提としつつ、「事件の当事者」である犯罪被害者等が、刑事に関する手続や少年保護事件に関する手続に適切に関与できるよう、その機会を拡充する取り組みを行います。

#### **重点課題4** 支援等のための体制整備への取組み

被害直後から、様々な困難に直面する犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等の誰もが、望む場所で、必要なときにいつでも、情報の入手や相談ができ、専門的知識と技能に裏付けられたきめ細やかな支援が受けられるような、継ぎ目のない支援体制を市町や民間支援団体等とともに構築していく必要があります。特に、犯罪被害者等は、被害直後から、医療・福祉、住宅、雇用など生活全般にわたる支援を必要としています。そして、犯罪被害者等が被害から回復するためには、時に長い時間を要し、その間、犯罪被害者等のニーズは変化します。また、犯罪被害者等が住居を移すことなどにより、必要な支援の内容も変わることがあります。

従って、犯罪被害者等を中長期的に支援するという視点からの体制整備への取組みが行われなければなりません。

あわせて、犯罪等により被害を受けた際に、その被害の種類等を問わず、県民の誰もが早期に適切な支援を受けられるよう、県による犯罪被害者等支援の取組みのほか、市町や民間支援団体等による取組みを含め、これらに関する県民の認知度も踏まえつつ、適宜、適切にその周知を推進していきます。

#### **重点課題5** 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組み

犯罪被害者等施策が措置されても、県民の理解と協力がなければ、その効果は十分に発揮されません。犯罪被害者等は、地域社会において、配慮され、尊重され、支えられてこそ、平穏な生活を回復できることから、施策の実施と県民の理解・協力は、どちらも犯罪被害者等支援に欠かせない重要なものです。

従って、様々な機会を通じて、教育活動や広報啓発活動等による息の長い取組みを行い、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等についての県民の理解や共感を深め、犯罪被害者等への配慮と犯罪被害者等のための施策への協力を確保するための取組みを行います。

## VI 重点課題と具体的な支援施策（令和7年4月現在）

### （1）損害回復・経済的支援等への取組み

1. 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条・条例第16条）		
事業項目	事業内容	担当課
損害賠償の請求に関する経済的支援制度の周知	<p>下記の経済的支援制度等について、県民への周知を図る。</p> <p>①(公財)犯罪被害救援基金による奨学金給付等</p> <p>②日本司法支援センター（通称：法テラス）による民事法律扶助制度等</p> <p>③(一財)自賠償保険・共済紛争処理機構の調停等による自賠償保険金の支払適正化</p> <p>④(公財)日弁連交通事故相談センターによる無料法律相談等</p> <p>⑤(独)自動車事故対策機構・(公財)交通遺児育英会・(公財)交通遺児等育成基金等</p> <p>⑥ひき逃げ・無保険車事故等の被害者に対する政府保障事業</p> <p>⑦(公社)かがわ被害者支援センターによる無料法律相談</p> <p>⑧性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」による無料法律相談</p> <p>⑨県において実施している再提訴費用の助成等の経済的支援制度</p> <p style="text-align: right;">など</p>	くらし安全安心課
再提訴費用の助成	<p>犯罪被害者等は、加害者から十分な賠償を受けられないことが多く、賠償を受けられていない犯罪被害者等が、時効により賠償請求をあきらめることがないよう、犯罪被害者等が、加害者に対して有する損害賠償請求権の時効を更新させるために行う再提訴の費用を助成する。</p>	くらし安全安心課
損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実	<p>損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要について紹介した被害者の手引、パンフレット等の内容の充実を図る。また、当該パンフレット等を警察本部、警察署、運転免許センターの窓口等の来訪者の目に触れやすい場所に備え付けるとともに、各種会合の機会や各種広報媒体等を活用し、当該制度を周知する。</p>	警察本部

暴力団犯罪による被害回復の支援等の充実	香川県暴力追放運動推進センター、香川県弁護士会の民事介入暴力問題対策委員会等との連携を強化し、暴力団犯罪の被害者等による損害賠償請求に対する支援等の充実を図る。	警察本部
---------------------	--	------

## 2. 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条・条例第16条）

事業項目	事業内容	担当課
見舞金の給付	犯罪被害者等が被害直後に経済的困窮に陥ることを防止するため、故意の犯罪行為により、犯罪被害者が死亡し、又は重傷病を負った場合に、犯罪被害者又はその遺族に対して見舞金を給付する。	くらし安全安心課
交通遺児助成金	香川県交通安全県民会議が行っている香川県交通遺児助成金に関する問い合わせに応じる。	くらし安全安心課
犯罪被害給付制度の運用改善	犯罪被害給付制度について、各種広報媒体等を活用して周知するとともに、対象事案の把握及び把握した事案の犯罪被害者等への教示を徹底する。また、犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定を事案の内容に即して迅速かつ適正に行い、犯罪被害者等給付金の早期支給に努めるとともに、仮給付制度の効果的な運用その他の犯罪被害給付制度の運用改善に努める。	警察本部
カウンセリング費用の公費負担	カウンセリング費用の公費負担制度の更なる周知に努める。	警察本部
医療費等の公費負担	性犯罪被害者の緊急避妊等に要する費用、身体犯被害者の診断書料、司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費等の公費負担制度の活用を積極的に推進するとともに、これらの制度を周知する。	警察本部

## 3. 居住の安定（基本法第16条・条例第14条）

事業項目	事業内容	担当課
市町における公営住宅への入居における特別の配慮の促進	各市町犯罪被害者等支援施策担当課を通じて、各市町公営住宅担当課に対し、犯罪被害者等に対する優先入居や単身入居などの配慮を行うように働きかける。	くらし安全安心課
公営住宅への入居における特別の配慮	犯罪被害者等に対して、登録入居や単身入居などの配慮を行う。	住宅課

民間賃貸住宅への入居における配慮	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、犯罪被害者等の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の普及に向けた広報・啓発活動を推進する。	住宅課
被害直後における居住場所の確保	自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど、居住が困難で、かつ、自ら居住する場所を確保できない場合等に犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費の公費負担制度を積極的に運用する。	警察本部

#### 4. 雇用の安定（基本法第17条・条例第15条）

事業項目	事業内容	担当課
事業者等への犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動の実施	犯罪被害者等支援に関するリーフレット等を活用し、事業者等に向けて、犯罪被害者等支援について理解を深めるための広報啓発活動を実施する。	くらし安全安心課
労働相談窓口の設置等	労使関係の安定に資するため、労働政策課内に専門の相談員を配置した労働相談窓口を設置し、相談者に対し、問題の解決に向けての助言や必要な情報の提供に努めるとともに、労働条件や賃金等に係る相談の場合は、所轄の労働基準監督署の紹介を行う。	労働政策課

(2) 精神的・身体的被害の回復・防止への取組み

1. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条・条例第12条）		
事業項目	事業内容	担当課
性暴力被害者への支援の充実	<p>性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」に相談のあった性暴力被害者の経済的負担軽減のため、診断書料及び初診料、処置料、緊急避妊措置料等を公費で負担するとともに、警察への被害申告を躊躇している被害者のうち希望する者から、性犯罪捜査に有用な証拠の採取・保全を行う。また、支援の円滑な実施にあたり、香川県産婦人科医会等の関係機関との連携を図る。</p> <p>また、「オリーブかがわ」を利用し、緊急避妊措置を受けたにも関わらず妊娠した場合の人工妊娠中絶費用を公費で負担する。</p> <p>性暴力によって精神的被害を受けた被害者等の精神的被害の回復を図るため、臨床心理士による心理カウンセリングを実施し、費用を公費で負担する。</p>	男女参画・県民活動課
性別による差別的取扱いに係る相談・支援	香川県社会福祉総合センター3階の「かがわ男女共同参画相談プラザ」において、性別による差別的取扱いや、夫婦、家族、その他の人間関係などに関する県民の悩みや相談に適切に対応するとともに、専門家によるカウンセリング等の支援を行う。	男女参画・県民活動課
臨床心理士による心理カウンセリングの充実	犯罪被害者等の精神的負担を軽減するため、かがわ被害者支援センターにおいて、心理カウンセリングを必要とする犯罪被害者等が、より一層、心理カウンセリングを受けられるよう、相談体制を充実させる。	くらし安全安心課
生活福祉資金貸付制度に関する問い合わせ・相談	社会福祉協議会が実施主体である生活福祉資金貸付制度に関する問い合わせ、相談に応じるとともに、制度の周知を図る。	保健福祉総務課
生活困窮者自立支援制度による相談・支援	就労その他の自立に関する問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、本人の希望により個別の支援プランを作成・提供し、継続的な支援を行う。	保健福祉総務課
生活保護による支援	生活保護法に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、被保護者の自立を助長する。	保健福祉総務課
救急医療体制の整備	事故や急病などの場合に、いつでも、どこでも、適切な医療が受けられるよう、救急医療体制の整備に努める。	医療政策課

<p>医療相談窓口の設置</p>	<p>県民の医療に関する相談の利便性の向上、医療機関における患者サービスの向上、患者及びその家族と医療機関との相互の信頼に基づく医療の推進に寄与することを目的として、県民の医療に関する相談、苦情、情報提供等の窓口となる「医療相談窓口」を開設し、各種の相談等に応じる。</p> <p>(開設場所) 医療政策課、小豆総合事務所、東讃保健福祉事務所、中讃保健福祉事務所、西讃保健福祉事務所、高松市保健所</p>	<p>医療政策課</p>
<p>医療機関に関する情報の提供</p>	<p>医療情報ネットにより、インターネットを通じて、休日当番医や県内医療機関の診療科目、所在地、バリアフリー、在宅医療等の様々な情報を提供するとともに、香川県広域災害・救急・周産期医療情報システム（通称「医療Net さぬき」）により、救急隊に配備されている携帯端末等を使い、救急隊と救急医療機関等が最新の情報を共有し、迅速かつ的確な救急対応を行う。</p>	<p>医療政策課</p>
<p>障害者虐待に対する相談支援体制の充実</p>	<p>障害福祉相談所に「障害者権利擁護センター」を設置し、市町虐待防止センター等の関係機関との連携協力体制を整え、平日のみならず、休日・夜間も含め、障害者虐待に対する相談や通報・届出に係る迅速な対応を行う。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>児童虐待や配偶者等の暴力に対する夜間・休日対応の充実</p>	<p>子ども女性相談センターにおいて、Eメール相談や休日・夜間の電話相談など、児童虐待や配偶者等からの暴力に対する相談支援を行う。</p>	<p>子ども家庭課</p>
<p>犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実</p>	<p>公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーの確実かつ十分な配置に努めるとともに、カウンセリング技能を有する警察職員に対し、専門的な研修を実施することにより、その技術・能力の向上に努め、当該職員を積極的に活用し、犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施する。また、部外の精神科医、公認心理師、臨床心理士等を活用するなどして、犯罪被害者等がその要望に応じて適切なカウンセリングを受けられるよう配慮する。</p>	<p>警察本部</p>
<p>地方公共団体における担当部局との連携・協力の充実・強化</p>	<p>犯罪被害者等が行政機関で各種届出・申請等の手続を行う際、警察職員等が付添い、市町において各手続をワンストップで個別に対応することにより、連携して犯罪被害者等の精神的負担の軽減に努める。</p>	<p>警察本部</p>

被害少年の精神的被害を回復するための体制の整備及び継続的な支援の推進	被害少年の継続的な支援を行う少年補導職員に対し講習、研修等を実施することにより、カウンセリングの技法等必要な専門技術等を修得させるよう努めるとともに、専門的能力を備えた職員の配置に努める。また、被害少年に対し、保護者の同意を得た上で、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体への紹介を行うとともに、少年補導職員等が臨床心理学等の専門家の助言を受けつつカウンセリングを実施するなど、継続的な支援を推進する。	警察本部
------------------------------------	--	------

## 2. 安全の確保（基本法第15条・条例第13条）

事業項目	事業内容	担当課
配偶者等からの暴力被害者への援助	配偶者等からの暴力に関する相談や、被害者のカウンセリングを行うとともに、被害者及び同伴家族の一時保護、あるいは施設入所による保護を行うとともに、被害者の自立支援・保護命令利用等についての情報提供・助言・関係機関との連絡調整を行う。	子ども家庭課
児童虐待の相談及び被虐待児の保護	相談・通告に基づき、関係機関と連携して情報の収集を行うとともに、緊急性の判断を行い、必要に応じて一時保護や施設入所等による保護を行うほか、関係機関と協議してその他の必要な支援を行う。	子ども家庭課
再被害防止措置の推進	同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定し、検察庁、刑事施設、地方更正保護委員会、保護観察所その他の関係機関・団体と緊密に連携して、再被害の防止に資する情報を再被害防止対象者に適切に提供するとともに、非常時の通報要領、自主警戒の方法等について防犯指導を行う。また、必要に応じて緊急通報装置を貸与し、又は警戒措置を講ずるなどして、再被害防止措置を推進する。さらに、再被害の防止への配慮が必要な場合には、関係機関・団体と連携し、逮捕状の請求等に当たって犯罪被害者等の個人情報保護に配慮するなど、事案に応じた柔軟な対応に努める。	警察本部

再被害の防止に向けた関係機関との連携強化等	配偶者等からの暴力事案の被害者、人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯の被害者、児童虐待の被害児童等を保護し、これらの者に対する再被害を防止するため、香川県子ども女性相談センター等との連携を強化する。また、学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、学校をはじめとする関係機関・団体との連絡体制や学校警察連絡協議会等の組織の活用を図るとともに、加害少年やその保護者に対する非行防止や立ち直り支援のための助言、指導等の充実を図る。	警察本部
保護対策の推進	暴力団等による危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進する。	警察本部
子供を対象とする暴力的性犯罪の再犯防止	16歳未満の子供を被害者とした不同意わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者の再犯防止を図るため、出所情報の提供を受け、定期的な所在確認を実施する。また、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うとともに、関係機関・団体との連携強化に努める。	警察本部
児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための教育訓練等	児童虐待の早期発見等に資する教育訓練を徹底し、児童虐待に関する警察職員の専門的知識・技能の向上に努めるとともに、警察本部に設置された児童虐待対策官を、児童相談所等の関係機関との連携、児童虐待への専門的な対応に関する警察職員に対する指導等の業務に従事させるなど、児童虐待への対応力の強化を図る。	警察本部
犯罪被害者に関する情報の保護	犯罪被害者の氏名の発表に当たっては、匿名発表を望む犯罪被害者等の意見と、報道の自由や国民の知る権利を理由として実名発表を望むマスコミの要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努める。	警察本部

### 3. 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条）

事業項目	事業内容	担当課
犯罪被害者等のための施設等の改善	被害者用事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図るとともに、犯罪被害者等の心情に配慮した照明や内装にするなど、犯罪被害者等のための施設等の改善を図る。	警察本部
被害児童からの事情聴取における配慮	被害児童の負担軽減及び信用性の高い供述の確保のため、検察庁、児童相談所等の関係機関と連携し、被害児童からの事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が事情聴取を行う取組を実施するほか、事情聴取の場所、回数、方法等に配慮するなど、被害児童に十分配慮した取組を進める。	警察本部

### (3) 刑事手続への関与拡充への取組み

#### 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条）

事業項目	事業内容	担当課
捜査に関する適切な情報提供等	捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するよう努める。その際、実施責任者は、被害者連絡員を指定し、犯罪被害者等に対する連絡の実施状況を把握するとともに、連絡が確実に行われるよう、必要な措置を講ずる。また、被害者連絡等を通じて把握した犯罪被害者等の状況や要望のうち、他の関係機関や民間被害者支援団体と共有すべきものについては、犯罪被害者等の同意を得て情報提供を行うなど、犯罪被害者等の支援の必要に応じ関係機関・団体との連携を図る。	警察本部
刑事に関する手続等に関する情報提供の充実	犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続、少年保護事件の手続、警察その他の犯罪被害者等支援に関係する機関・団体による犯罪被害者等の保護・支援のための制度等について分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、内容の充実を図るとともに、配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期提供に努める。また、外国語版の「被害者の手引」について、必要に応じて内容の充実及び見直しを図り、その確実な配布やウェブサイトにおける紹介に努めるとともに、外国人を対象とする防犯教室、自治体の外国人向け広報誌等を通じ、警察の犯罪被害者等施策について周知する。	警察本部

<p>告訴・告発、被害の届出等の適切な受理等</p>	<p>告訴・告発について、必要に応じて直ちに聴取・検討を行った上で、迅速に受理するよう努めるとともに、犯罪被害者等からの被害の届出については、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理するなど、犯罪被害者等の視点に立って適切に対応する。また、犯罪としての立件措置の可否とは別に、事案の状況に応じ、加害者に対する指導・警告による被害拡大防止について検討するとともに、捜査部門以外の部門や他の関係機関による対応が適切なものについては確実に引き継ぐなど、必要な措置を講ずる。</p>	<p>警察本部</p>
<p>医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進</p>	<p>医療機関等において、警察への被害の届出前の性犯罪被害者からの証拠資料の採取が適切に行われ、当該証拠資料が性犯罪被害者のプライバシーの保護に配慮した上で適切に保管されるよう、証拠資料の採取・保管に必要な資機材の整備及び関係機関への働き掛けを行い、性犯罪被害者による警察への被害の届出前に証拠資料が滅失することのないよう努める。また、産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして、性犯罪被害者からの証拠資料の採取の方法を医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲で、医療機関等で採取した証拠資料の鑑定状況に関する情報を提供する。</p>	<p>警察本部</p>

#### (4) 支援等のための体制整備への取組み

1. 相談及び情報の提供等（基本法第11条・条例第11条）		
事業項目	事業内容	担当課
性暴力被害者への支援の充実	性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」において、被害直後からの被害者等への総合的な支援（電話・面談相談、付添支援、産婦人科等医療、心理カウンセリング、捜査関連の支援、法律相談）を行う。	男女参画・県民活動課
性別による差別的取扱いに係る相談・支援	香川県社会福祉総合センター3階の「かがわ男女共同参画相談プラザ」において、性別による差別的取扱いや、夫婦、家族、その他の人間関係などに関する県民の悩みや相談に適切に対応するとともに、専門家によるカウンセリング等の支援を行う。	男女参画・県民活動課
人権相談窓口の設置	人権相談員が、人権に関する相談を「電話」、「面接」により実施し、必要な助言や情報の提供、関係機関への紹介、取次ぎを行う。	人権・同和政策課
総合的対応窓口の充実	<p>くらし安全安心課内に、犯罪被害者等に関する適切な情報提供等を行う総合的対応窓口を設置し、警察本部の犯罪被害者等支援担当部署とともに、関係機関・団体との総合的な調整を行う。</p> <p>また、犯罪被害者等が行う県の手続については、ワンストップで対応するとともに、各市町においても、ワンストップ対応が実施されるように働きかける。</p>	くらし安全安心課
犯罪被害者等支援等の周知	犯罪被害者等への支援を行う際の留意点や関係機関・団体等の支援内容や連絡先をまとめたリーフレットを作成し、関係機関・団体等に配付して、犯罪被害者等に適切な情報提供が行われるよう支援する。	くらし安全安心課
弁護士による法律相談の充実	犯罪被害者等が抱える法的問題の解決に資するため、かがわ被害者支援センターにおいて、法律相談を必要とする犯罪被害者等が、より一層、法律相談を受けられるよう、相談体制を充実させる。	くらし安全安心課
交通事故相談事業の推進	交通事故による被害者や、その家族に対する損害賠償等の相談に対応するため、交通事故相談所での専門の相談員による無料相談のほか、交通事故相談所が未設置の市町において巡回無料相談を行う。	くらし安全安心課

教育相談窓口の設置	不登校やいじめ、心の健康に関する問題などの学校教育や家庭教育に関する相談を「来所」「電話」「メール」「FAX」により実施しており、臨床心理士又は県教育センター相談員による相談や、他の相談機関の紹介等を行っている。	教育委員会 教育センター
問題行動等相談推進事業の推進	暴力行為、いじめ、不登校等の未然防止や早期発見、早期対応のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等チーム学校の専門スタッフを派遣するなど、学校現場の教育相談体制の充実を図る。	教育委員会 義務教育課
高校中退等対策事業の推進	高校中退や不登校等の問題を解決するため、教育相談機能を充実するとともに、学校、家庭、地域社会との連携のもと、生徒一人ひとりに即したきめ細かな指導等を推進する。	教育委員会 高校教育課
児童虐待の早期発見・早期対応	健康診断や救急処置等、児童虐待を早期に発見しやすい機会を活かし、子供が発するサインを見逃さないよう努めるとともに、健康観察の目的やその重要性について、全教職員で共通認識を持ち、必要な情報を共有し、児童虐待を発見した場合は、関係機関と連携し、早期に対応する。	教育委員会 保健体育課
相談体制の充実	相談専用電話「#9110」番、性犯罪被害専用相談電話「#8103」番、少年相談等の個別の相談窓口の設置、性犯罪相談窓口への女性警察職員の配置、交通事故被害者等からの適切な相談受理等の相談体制の充実を図る。また、犯罪被害者等の住所地や実名・匿名の別を問わず相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望に応じ、被害者支援連絡協議会等のネットワークに参画する関係機関・団体に関する情報提供や当該関係機関・団体への引継ぎを行うなど、犯罪被害者等が相談しやすい対応及びその負担軽減を図る。さらに、暴力団が関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待、人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用により、これら事件の早期の認知・検挙に努め、犯罪被害者等を早期に保護する。	警察本部

<p>指定被害者支援要員制度の活用等</p>	<p>あらかじめ指定された警察職員(指定被害者支援要員)が、事件発生直後から犯罪被害者等への付き添い、指導、助言、情報提供等を行うほか、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介を行うなどする指定被害者支援要員制度の積極的な活用を図る。また、指定被害者支援要員に対し、犯罪被害者等支援において必要な知識等についての研修、教育等の充実に努める。特に、死傷者が多数に及ぶ事案等にも迅速・確実に対応できるよう、香川県警察特別被害者支援本部(オリーブ支援隊)の迅速な集中運用を行うためのマニュアルの整備や訓練の実施に努めるとともに、犯罪被害者等支援の担当部門と捜査担当部門との連携強化を図る。</p>	<p>警察本部</p>
<p>地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動の推進</p>	<p>捜査部門との緊密な連携を図りつつ、犯罪被害者等の心情に十分配慮し、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、犯罪被害者等からの警察に対する要望・相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動を効果的に推進する。</p>	<p>警察本部</p>
<p>関係機関・団体との連携・協力の充実・強化</p>	<p>被害者支援連絡協議会において、メンバー間の連携及び相互の協力を充実・強化し、犯罪被害者等が置かれている立場への理解を増進するための研修や、死傷者が多数に及ぶ事案等の具体的事例を想定した実践的なシミュレーション訓練等を通じて、具体的な事案に応じた対応能力の向上を図る。また、被害者支援連絡協議会等の活用により、地方公共団体や犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする犯罪被害者等支援に関係する機関・団体との連携を強化するとともに、犯罪被害者等に対し、当該機関・団体等における犯罪被害者等支援のための制度等に関する情報提供を行うよう努める。</p>	<p>警察本部</p>
<p>犯罪被害者等早期援助団体等との連携・協力等</p>	<p>犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援において犯罪被害者等の秘密が守られること等を十分に説明した上で、犯罪被害者等の連絡先、相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、犯罪被害者等の精神的負担の軽減に努める。また、犯罪被害者等の実態、当該支援に資する事例、二次被害を防止するための留意事項等に関する必要な情報提供を行い、同団体の運営及び活動に協力する。さらに、犯罪被害者等早期援助団体等の民間の団体と連携し、犯罪被害者等の要望に応じて自助グループの紹介を行う。</p>	<p>警察本部</p>

<p>コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援</p>	<p>犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、同団体が行う研修内容に関する助言や研修に対する講師派遣等の協力を行う。また、犯罪被害者等が必要とする支援についての相談対応や情報提供、適切な関係機関・団体への橋渡し等、犯罪被害者等に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の育成を支援するため、被害者支援連絡協議会等において、民間被害者支援団体の支援員をコーディネーターとし、死傷者が多数に及ぶ事案等の具体的事例を想定した犯罪被害者等支援に関する実践的なシミュレーション訓練を行う。</p>	<p>警察本部</p>
<p>性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上</p>	<p>性犯罪被害専用相談電話「#8103（ハートさん）」番等の相談窓口に関する広報等により、性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供するなど、性犯罪被害者が早期に同団体による支援を受けやすくなるよう一層努める。</p>	<p>警察本部</p>
<p>性犯罪被害相談の適切な対応</p>	<p>性犯罪被害相談について、相談者の希望する性別の職員が対応するとともに、執務時間外においては当直勤務中の職員が対応した上で担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進する。</p>	<p>警察本部</p>
<p>ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案等への迅速かつ的確な対応</p>	<p>ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案等への対応に関し、被害者に危害が加えられる危険性・切迫性の程度に応じ、検挙措置等による加害者の隔離を第一に検討するなど、被害者の安全確保を最優先とした迅速かつ的確な対応を推進する。また、「ストーカー総合対策」を踏まえ、関係機関と連携し、被害者等からの相談対応の充実、被害者情報の保護の徹底、被害者等の適切な避難等に係る支援の推進、調査研究及び広報啓発活動等の推進、加害者対策の推進並びに被害者等の支援を図るための措置といった各種対策を推進する。</p>	<p>警察本部</p>
<p>被害少年等が相談しやすい環境の整備</p>	<p>被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、県警察のウェブサイトやSNS等への相談窓口の掲載のほか、非行防止教室等の様々な機会を活用するなどして、被害少年やその保護者に対する効果的な周知・広報を図るなど、被害少年等が相談しやすい環境の整備を図る。</p>	<p>警察本部</p>

被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する県民の理解の増進	シンポジウムや講演会等の様々な機会を通じて、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童(その兄弟姉妹を含む。)及び障害者をはじめ被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を周知し、県民の理解の増進及び社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。	警察本部
海外における犯罪被害者等に対する情報提供等	外務省と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報収集に努めるとともに、関係機関・団体と連携し、日本国内の遺族等や帰国する犯罪被害者等に対し、国内における支援に関する情報提供、空港等における帰国時の出迎え等の支援に努める。	警察本部

## 2. 民間の団体に対する援助（基本法第22条・条例第18条）

事業項目	事業内容	担当課
犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等への支援の充実	犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する財政的援助の充実に努めるとともに、同団体の財政的・人的基盤の確立に向けて協力する。また、犯罪被害者等の援助に携わる者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の必要な支援を行う。さらに、各種広報媒体等を活用し、犯罪被害者等が置かれている状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等への援助を行う民間の団体の意義・活動等について周知する。	くらし安全安心課 警察本部

## 3. 人材の育成（条例第19条）

事業項目	事業内容	担当課
研修会の実施	県、市町等の犯罪被害者等支援施策担当者等を対象に研修会を実施し、施策の総合的な推進や相談・情報提供に必要な基礎的知識等を修得するとともに、関係各課等との協力体制を構築する。	くらし安全安心課

<p>研修の充実等</p>	<p>採用時、昇任時及び捜査に従事する者を対象とした専科等の各種教養時に、犯罪被害者等支援の体験記等を活用しつつ、犯罪被害者等支援の意義、性犯罪被害者及び被害少年への支援要領、民間被害者支援団体との連携要領等に関する教養を行う。その際、犯罪被害者等による講演を組み込むなど、犯罪被害者等への適切な対応を確実にを行うための教養の充実を図り、犯罪被害者等の二次被害の防止に努める。特に、犯罪被害者等支援を担当する職員に対し、公認心理師・臨床心理士によるロールプレイング方式による演習を含む専門的な研修を行う。これらの教養を行うに当たっては、性犯罪被害者や被害児童をはじめ、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に係る内容を盛り込むよう努める。また、配偶者等からの暴力事案への対処等に関する専門的な技能の向上に努める。</p>	<p>警察本部</p>
<p>犯罪被害者等支援に携わる者に対する心理的影響への配慮</p>	<p>犯罪被害者等支援に携わる警察職員は、犯罪被害者等と間近に接し、時にはその感情の表出に直面することにより、極めて強いストレスを受ける場合があることから、これらの警察職員に対し、ストレスに関する教養を行うとともに、精神科医、臨床心理士等によるカウンセリングを受けさせるなど、必要な措置を講ずる。</p>	<p>警察本部</p>

(5) 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組み

県民の理解の増進（基本法第20条・条例第17条）		
事業項目	事業内容	担当課
県民等に対する犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動の実施	犯罪被害者等支援に関するリーフレット等を作成・配布するなど、関係機関・団体等とも連携したうえで、広く県民等に対して、犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動を実施する。	くらし安全安心課
「犯罪被害を考える週間」による広報啓発活動の実施	国が定める「犯罪被害者週間（11/25～12/1）」に合わせて、「犯罪被害を考える週間（11/25～12/1）」を定め、期間中に、県警、民間支援団体等と連携して、広報・啓発活動を集中的に実施する。	くらし安全安心課
交通安全広報・啓発活動の実施	交通事故被害者等の視点に立ち、交通事故被害者等の現状や交通事故の惨状等について県民に理解と配慮、協力を促すため、交通安全広報や啓発活動に努める。	くらし安全安心課
人権・同和教育教職員ハンドブックの作成・配布	「人権・同和教育教職員ハンドブックみんなですすめる人権・同和教育」に、個人人権課題として犯罪被害者等に対する課題を取り上げ、県内小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の全教職員に配布し、犯罪被害者等対策への認識を深める。	教育委員会 人権・同和教育課
各種広報媒体を活用した犯罪被害者等施策に関する広報啓発活動の実施	関係機関や民間被害者支援団体と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況や当該状況を踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の意義・活動等について周知するとともに、街頭キャンペーン、討論会等の広報啓発活動を推進する。また、広報啓発用のパンフレット「警察による犯罪被害者支援」の配布、ウェブサイト上での犯罪被害者等施策の掲載等により、犯罪被害者等施策について周知するとともに、犯罪被害者等支援に関する県民の理解増進に努める。これらの広報啓発活動の実施に当たっては、スマートフォン等からのアクセスが可能なSNS等の各種広報媒体の活用を図る。さらに、シンボルマーク等を活用するなど、広報手法の多様化に努める。	広聴広報課 警察本部

<p>「命の大切さを学ぶ教室」の開催等</p>	<p>教育委員会等の関係機関と連携し、中学生・高校生等を対象に、犯罪被害者等が講演者となり、子供を亡くした親の思いや命の大切さ等を直接生徒に語りかける講演会「命の大切さを学ぶ教室」や、命の大切さに関する自らの考えや意見等についての作文を募る「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」に参加することにより、犯罪被害者等への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の向上に努める。また、犯罪被害者等支援に係る社会参加活動に関する大学生の理解を増進するため、大学等との連携を強化し、大学生ボランティアの周知、活用及び活動への支援並びに大学生に対する犯罪被害者等支援に関する講義等を積極的に推進するとともに、広く県民の参加を募って犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。</p>	<p>警察本部</p>
<p>犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した犯罪発生状況等の情報提供の実施</p>	<p>地域住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となるよう、犯罪被害者等が特定されないよう工夫した上で、各種広報誌、「香川県警察ヨイチメール」等を利用し、身近な場所で多発している性犯罪やつきまとい、子供への声掛け、ひったくり等の発生状況等を発信する。</p>	<p>警察本部</p>
<p>交通事故被害者等の現状等に関する県民の理解の増進</p>	<p>交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子・パンフレット等を作成し交通安全講習会で配布するほか、交通安全の集い等で交通事故被害者等による講演を実施するとともに、運転者等に対する各種講習の中で交通事故被害者等の切実な声が反映されたビデオ、手記等の活用や事故類型、年齢層別等交通事故に関する様々なデータの公表等により、交通事故被害者等の現状、交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に努める。</p>	<p>警察本部</p>

## 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）

## 目次

## 前文

## 第1章 総則（第1条—第10条）

## 第2章 基本的施策（第11条—第23条）

## 第3章 犯罪被害者等施策推進会議（第24条—第30条）

## 附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護を図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

## （定義）

第2条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

- 3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

#### （基本理念）

第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

- 3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

#### （国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （国民の責務）

第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

#### （連携協力）

第7条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

#### （犯罪被害者等基本計画）

第8条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

## 第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第11条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第12条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第13条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第14条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第 15 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第 16 条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅(公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 2 条第 2 号に規定する公営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第 17 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第 18 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第 19 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第 20 条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第 21 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第 22 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第 23 条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

### 第 3 章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第 24 条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

(組織)

第 25 条 会議は、会長及び委員 10 人以内をもって組織する。

(会長)

第 26 条 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第 27 条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 2 号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第 28 条 前条第 1 項第 2 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 29 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 30 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

# 香川県犯罪被害者等支援条例（令和2年香川県条例第43号）

## 目次

第1章 総則（第1条―第10条）

第2章 基本的施策（第11条―第20条）

附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者、市町及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図り、もって犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- （2） 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- （3） 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- （4） 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、当該被害に係る配慮に欠ける他人の言動により生ずる精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の当該犯罪被害者等が受ける被害をいう。
- （5） 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項の団体をいう。）その他犯罪被害者等支援を主たる目的として適切に行う民間の団体をいう。

#### （基本理念）

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の特性及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、市町が犯罪被害者等支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町の責務)

第7条 市町は、基本理念にのっとり、地域の状況に応じた犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援に関する指針)

第9条 県は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針
- (2) 犯罪被害者等支援に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項

3 県は、指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(個人情報適切な管理)

第10条 県及び市町その他犯罪被害者等支援に従事する者は、犯罪被害者等支援における個人情報の保護の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

## 第2章 基本的施策

(相談、情報の提供等)

第11条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第12条 県は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他の心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第13条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、施設への入所による保護、一時保護、防犯に係る助言及び補助、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第14条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）第2条第1号に規定する県営住宅への入居における特別の配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第15条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるための必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第16条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第17条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害が生じることのないよう配慮することの重要性について県民の理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第18条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第19条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。